

午前10時03分

○委員長(小山 直子) おはようございます。開会前ですが、能登谷委員が少し遅れるということで連絡がありましたのでお知らせいたします。

1 付託事件審査

午前10時03分開議

○委員長(小山 直子) それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の議題の確認ですが、お手元に配付のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、1の付託事件審査でございますが、提出者の説明については省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、まず議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案4件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。はい、道畑委員。

○道畑 克雄委員 おはようございます。それでは、私から第6号議案旅館業法施行条例の一部改正についてお尋ねをさせていただきますけれども、今回は法改正等もあったのかなと思うんですが、まずこの時期に当該内容で記載されている改正を行う理由、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○保健所生活衛生課長(日田 昇一) 旅館業法の施行条例改正の理由についてのお尋ねでございますが、旅館業法では、その施行令に構造設備の基準が定められておりますが、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別の事情があるものについては、省令で特例を定めておりますが、このたび伝統的建造物群保存地区にある伝統的建造物であって事故が発生した場合等の体制が整備され、代替機能を有する設備等があり玄関帳場等を設けることが困難な場合には玄関帳場を設けなくてもよいとする規定が旅館業法施行規則に追加されたことに伴い、条例の改正を提案したものでございます。

以上でございます。

○道畑 克雄委員 省令のほうが改正この時期だったので、それにあわせてタイミングとしては今だということなわけですね。特別何かこれを適用しなきゃならないような事象が生じたからではなくて、国にあわせた法改正とわかりました。

○委員長(小山 直子) 委員の皆さんも理事者の皆さんもまだ暑いですから、上着どうぞ脱いでください。その他、御質疑ございませんか。はい、本間委員。

○本間 勝美委員 歳入歳出補正予算事項別明細書の中にも書かれてるんですけども、今回民生費の補

助金として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業ということで、改正介護保険法の中で位置づけられたサービスが函館市でも事業として行うということで、予算がつけられております。非常に市民からも、内容について恐らく相当関心があるのではないかなと思いますので、この事業の内容ともし事業所等が決まっていれば、教えていただきたいと思います。

○保健福祉部介護保険課長（桐澤 睦巳） 事業の内訳、内容でございますが、医療法人社団江仁会が住吉町を拠点に西部圏域、中央部圏域でサービスを展開するための整備事業に対する補助額が1,000万円、株式会社ほくおうサービスが鍛冶2丁目を拠点に北部、北東部でサービスを展開するための整備事業に対する補助額が1,000万円、有限会社ウィズが湯川1丁目を拠点に東央部でサービスを展開するための整備事業に対する補助金が650万円、以上3事業に対し合計2,650万円という内容になっております。また、事業の内容につきましては、高齢者が住み慣れた地域の在宅で安心して生活ができるよう在宅の要介護者に対し、24時間対応で1日に複数回の定期巡回サービスとケアコール端末などによる随時の対応サービスを提供するものとして平成24年4月の介護保険法の改正により新たな介護サービスとして位置づけられたものでございます。

以上でございます。

○本間 勝美委員 今、3事業所ということがありました。この間モデル事業ということで、函館市内でモデル事業が行われたと思うんですけども、今の説明では全市内ではないのかなと今聞こえたんですけど、東部地区ですね、特に旧4町村地域の東部地区が事業の範囲に入っていないのかなと思いますので、今後東部地域含めた函館市内全域で事業展開が予定されているのかどうかちょっとお聞きします。

○保健福祉部介護保険課長（桐澤 睦巳） 現在のところ3事業者の意向では、東部地域は入ってございませんけれども、補助金活用以外の展開も今後予想される中で東部地区もあるのかなってということも考えられますので、ぜひ東部地区での展開をやっていただけるよう期待するところでございます。

以上でございます。

○本間 勝美委員 これに関してもう1点確認したいんですけども、このサービスを利用する場合、介護保険は1割負担だと思うんですけども、どういう形での利用になるのか、ちょっと教えてください。

○保健福祉部介護保険課長（桐澤 睦巳） 通常の訪問サービスは、1回につき170円とかっていう利用料金なんですけれども、この定期巡回・随時対応サービスにつきましては、1月幾らと、しかも要介護1から5まで段階がございまして、要介護1でございますと、介護利用だけですと1月6,670円、要介護5になりますと1月26,700円というような定額サービスになります。で、ケアプランの計画に基づいて1日に何回利用するかというのが設定されます。それに応じるわけではなく定額でそういう形の料金体系になってございます。

以上でございます。

○本間 勝美委員 定額、定まる額ですね、1カ月の定額料金だということわかりました。私、先日も本会議での質問でもさせていただいたんですけども、違う低額ですね、低い額、低所得者でも利用できるかどうかというのがやっぱり一番の肝心なところだと思うんですけども、サービスはすごいいいんですね。こういうサービスはすごい皆さん待っていたサービスだと思うんですけども、なかなか料金がなくて利用したくても利用できないっていう市民もたくさん出てくると思うんですけども、

そういった場合の何か、先日の本会議でも質問させていただきましたけれども、減免だとか、そういった低額所得の方、低年金の方に関して何か対応をとられるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○保健福祉部介護保険課長（桐澤 睦巳） このサービス独自の低所得者対策とかではなくて、既存の高額介護サービス給付費だとか、そういう低所得者対策を御利用いただくという形の中でやっていただかっていうことでございます。

以上でございます。

○本間 勝美委員 はい、わかりました。

○委員長（小山 直子） その他、御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） はい。それでは、質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室願います。

（保健福祉部、子ども未来部 退室）

○委員長（小山 直子） 次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。

本件については、前回委員会において、市内3カ所の学童保育所の現地調査を行い、施設の状況を確認したほか、指導員から直接現場の声をお聞きし、学童保育の現状を確認することができたかと思いません。

それでは、本件について各委員から何か御発言ございませんか。特にありませんか。はい、本間委員。

○本間 勝美委員 先日は3つですね、私が前回の委員会で、ぜひ視察してほしいということで実現できました。ありがとうございます。3つの学童保育所を見学させてもらって、改めてそれぞれタイプが違いますよね。特に、民家を利用している学童保育所が相当苦勞されてやってるなっていうのが感想としてあります。1つは、榎本町の学童保育所は本当に敷地が狭くて、子供さんを外で遊ばせるような空間がない、あとは日吉町の学童保育所さんの場合は、本当に点々としてますよね。で、本当に隣の家とも間がすごい狭くて、子供たちの大きな声、声もとて夏のあの暑い時期でも窓を閉め切らなければならないという本当に大変な環境で子供さんたちを指導しているなというふうに思ってます。それと最後に回った小学校の併設型のところでは、半分の学童の児童が母子家庭ということもお話をいただきました。ということで、民生常任委員会に回ってきてからまだ日が浅いんですけども、総務の中でもいろいろ議論されてきたものも確認しても、やはりまだまだ学童に通わせたい親御さんはたくさんいるんだけれども、保育料がやっぱり高いということがネックになって、なかなかやっぱり通わせられないというのが今回回って、直にわかりました。それで、全道的に見ると学童保育所は公立が多いそうなんですよね、民間じゃなくて。函館の場合は、いろんな経緯があって民間になったということで、私はこの分野に関しては別に民間は全然否定しないんですけども、道内の他の都市では公立ということで市がかなり負担してると、ただし函館の場合は民間ということで今回もそれぞれの委員さんも視察行ってわかったと思うんですけども、ああいう状況ですよ。で、何らかの資金面でのやっぱり市の協力といいまし

ようか、そういうものがやっぱり必要になってくるなと思いますんで、再度この委員会としてもさらに学童保育所の実態ですね、今回は3つだけだったので、いろいろとまた引き続き調査研究をしていったらいいのかなと思ってます。感想です。

○委員長（小山 直子） 他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） それでは、発言を終結いたします。

○委員長（小山 直子） 次に、陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情を議題といたします。

本件について、私から1点御報告させていただきます。前回委員会において、市立函館病院に甲状腺検査などに関する専門医がいるかどうか確認する必要があるのではないかとの御意見がありましたので確認をしましたところ、市立函館病院には専門医はいないということでございましたので、御報告いたします。

それでは、本件について各委員から何か御発言ありませんか。はい、本間委員。

○本間 勝美委員 この間福島の被曝の関係では、いろんなニュースが流れてまして、きのうのニュースでは福島県が行った36万人の子供調査では、甲状腺検査8万人分が報告されて1人が悪性だったと。ただし、被曝の影響は否定されたということがきのうの新聞各紙の報道でありました。この間いろんなニュースを見ると、福島の子供の甲状腺検査で35.3%の子供さんがAⅡ、判定結果が出されていて5ミリ以下のしこりや20ミリ以下の嚢胞があるといった診断結果がされて、本当に福島県内にいるお母さん、お父さん、子供さんは本当に心配な状況で毎日を過ごされてるのかなというような思いです。きのうで震災と原発事故から1年半が経過したんですけれども、まだまだこういった深刻な状況が続いているんだなというようなことで感じました。それで、8月26日の毎日新聞の東京で発行されている朝刊の報道記事を見ますと、甲状腺の検査ですね、この間の委員会での説明ではなかなかそういう専門医がないということで、函館市内ではできないんだという説明だったんですけれども、この毎日新聞の報道を見ると、「検査は設備と経験のある医療機関ならどこでも可能だ」という形で結んでるんですね。で、この報道を見る限りでは本当にそういった専門の放射線医学を学んだ先生、本当に少ないと思いますんで、そうでなくて検査設備と経験のある——経験のあるといってもどのくらいの経験なのかちょっとわからないですけども、であればできるということなので、もう少し市立函館病院で本当にできないものなのかどうかということを検討していただきたいなと思ってます。あと、先日超党派で国会で原発被災者支援法が成立されたわけなんですけども、残念ながらこの法律自体が理念法ですね。理念だけをうたっていて、全く具体的な中身がないんですね。これが本当に具体的な中身で、各地方自治体に提出されて予算化もされれば、私たちにとって一番ありがたいことかなと思うんですけども。理念法で具体的な中身が全くないので、本来であれば国と東京電力が責任を持ってやってもらうのが一番だと思うんですけども、なかなかこの法律が原発被災者支援法が成立したとしても、例えば今回陳情出された函館市内に避難されてきている子供さんたち、親の方たちにとってみれば待つてられない状況ですよ、いつになるかわからないものなので、やはり函館市としてはどう考えるかということで本来であれば国と東京電

力の全額負担、これは当然だと思うんですよ。ただし、それ待ちではなかなか難しいということも一方ではあるので、やっぱり函館市に何ができるのかっていうことを真剣にちょっと議論をしていかなければならないのではないかなと思います。感想なんですけれども。

以上です。

○委員長（小山 直子） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） それでは、発言を終結いたします。

○委員長（小山 直子） 次に、陳情第20号医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情を議題といたします。

本件について、各委員から何か御発言ございませんか。はい、池亀委員。

○池亀 睦子委員 これは、市の今の現状とかを理事者に聞くことはできるんでしょうか。

○委員長（小山 直子） はい、できます。

○池亀 睦子委員 それをぜひ。

○委員長（小山 直子） 質疑する内容があるということによろしいですか。

○池亀 睦子委員 この陳情書、かなり現実的ですので、市としても今の時点でどういう対応されているのかというところを常任委員会としても知ったほうがいいんじゃないのかなというふうに考えました。

○委員長（小山 直子） はい。皆さんからの理事者に対する質疑あるっていうことであれば、理事者待機しておりますので、入室させたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

（保健福祉部 入室）

○委員長（小山 直子） それでは、発言ございますか。はい、池亀委員。

○池亀 睦子委員 これ提出されてからずっと私も何度も何度も読み返し、実際に現場から御相談を受けたこともありまして、この陳情に対して全体に市として、こういうところはこういう対応されているのか、具体的に質問した方がよろしいでしょうか。例えば、親族調査をしていただきたいという依頼があった場合には、市としてはどういう考えがあるのかとか、この一つ一つですね、あと身寄りのいない場合に後見人制度を活用できるように支援していただく手順を市として明確にしていきたい、今はどういう対応をされているのかとか、言える範囲で結構ですんで、この全体に今言えることをお答えいただければ。ちょっと漠然としてますか。いいですか。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） まず、陳情に係るようなケースでこれまで市が親族調査を依頼されたことがあるのかどうかというようなことでよろしいでしょうか。医療機関に入院されている方で意思疎通が困難な場合、またその方が亡くなった場合における親族の調査につきましては、各医療機関におきまして医療費の請求など正当な利用目的がある場合は、住民票の写しなどの交付請求や戸籍謄本等の第三者請求ができることとなっておりますことから、現に受け入れをしている医療機関において行っていただいております。また、市といたしましては、各種サービスの提供に当たりまして患者の親族の情報を保有している場合は、可能な限りで医療機関にも提供しているというふうに努めているとこ

ろでございます。また、患者の親族調査のための住民記録や戸籍等の調査を市で行うことにつきましては、法令に明文の規定がある場合は市において公用で請求することが可能ですが、陳情のケースのように一時的に意思疎通が困難な状況にある場合につきましては、市が調査を行う根拠となる明確な基準や法令上の規定がなく、公用請求等による親族調査を行うことは難しいものというふうに行っているところでございます。

調査に関しては、以上です。

○保健福祉部高齢福祉課長（成澤 俊也） 成年後見制度の活用の支援について、私のほうからお答えさせていただきます。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分となった方を法律的に保護し支えるための制度でありまして、制度の対象となる方につきましては民法により規定されているところでございます。また、その申し立てにつきましては、本人、配偶者、4親等内の親族などに限られておりますが、身寄りのない場合など申し立てする方がいない場合には市町村長が第三者を成年後見人として選定するよう申し立てすることも可能となっております。市町村長が高齢者や知的障がい者、精神障がい者の福祉を図るために特に必要があると認めるときには、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の各法の規定に基づき法定後見の開始の審判の申し立てを行うことができます。当市におきましては、高齢者につきましては高齢福祉課、それから知的障がい等につきましては障がい保健福祉課のほうで相談、対応に当たっているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉部生活支援第1課長（小松 浩） 生活保護における葬祭扶助についてのお尋ねだと思いますけれども、生活保護法第18条の第1項におきましては、扶養義務者が困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合につきましては、葬祭扶助を行うこととしております。したがって、扶養義務者が葬祭執行人になった場合につきましては、生活困窮している場合に限って葬祭扶助を適用することになります。一方、扶養義務者以外の方が葬祭執行人となった場合につきましては、この生活保護法第18条第2項になりますけれども、第三者、民生委員ですとか扶養義務者じゃないその他の親族の方が葬祭を執行する場合につきましては、困窮しているしていないにかかわらず、葬祭扶助を適用することができるかとされております。

以上でございます。

○池亀 睦子委員 ありがとうございます。そうですね。一応市としては、行政としての対応は、今しっかりマニュアル化されているということで、ただやはりそれが十分満たすことができないということで、この陳情書が出てきておりますね。それに対しての何か今問題点というか、行政の不十分さっていうのは感じて、不十分さを認めるわけにはいかないでしょうけれども、何かやはり今本当に身寄りのない方が多くて施設入所も大変裁判が起きるような時代で、施設と入る者といろいろ調べるとそういう時代でもありますので、今後というか、こういう陳情書に対しての保健福祉部長の感想って何かありますか。

○保健福祉部長（川越 英雄） このたびこの陳情を拝見させていただきまして、医療現場で働いている方いろいろな親族の調査等で大変御苦労されているということで、改めて認識をいたしました。法的な

部分もあると思います。また、いろいろな基準というものも改めて明らかにした中でそうした医療現場の方と意見交換もしながら、市として取り組める部分、またやっぱり法的な部分でここまでしかできないというものを明らかにさせていただいて、また成年後見制度につきましては、ただいま課長のほうからも御答弁申し上げましたけれども、そうした市のほうで対応できる手順みたいなものを明確にすることでございますので、そうしたものを資料等で明らかにさせていただいて、こういう手順で成年後見制度を活用していただけますということを共有っていうんですかね、そういうことがこれから取り組んでいかなければならない部分ではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○池亀 睦子委員 ありがとうございます。大変前向きなお話をいただいて、私自身もいろんなこういう相談を受けていたので、いつのときか何か取り上げていかなくちゃいけないんだろうなというのは思っていたので、この陳情書一つ一つにやっぱり市がこの時代を踏まえて、今何を改善しなければいけないのかというところをやはり考えていく必要があるのかなということを強く感じておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（小山 直子） 他に御発言ございませんか。福島委員。

○福島 恭二委員 せっかくおいでいただいたので、ちょっとお尋ねしたいんですけどね。この陳情を受けたときにですね、私直接受けたわけでないんだけど、議会に出されたときに感じたことなんですけども、今までの中で最終的にいろんな難しい問題もあるんだけどそれはクリアして最終的に受け入れますってなったときに無縁仏の無縁墓地というか、これは今満杯でどうしようもない状態にあるということらしいんですね、聞くところによると。ですから、まずそれらが解決しなければ、せっかくいろいろ苦勞なされてもそこでとまっちゃうという。最終的に埋葬できないという状況が続くんじゃないかなと思ってるんですよ。だから、今言われたようなことなども、ここに書かれているようなことも解決するのは当然だけれども、最終的に埋葬する場所がないという、今お寺さんでも無縁仏は御遠慮させていただきますということで、一切預からないと、もう満杯だということで行き先がないんだそうですよ。現に私の身内でも、叔母だとかのお骨がそのまままだお寺にあるんだけどね。けども、それもこれも引き取り手のないところと別だけれども、なんかしら毎年どんどんふえていってるんだけども、置き場所がないということでお断りしたんですって。だから、今非常に例えば行方不明者が亡くなって、埋葬されているんだけども、それすらも行くところが困っているという状況らしいんですね。だから、その辺の解決策っていうのは、何か持ってるんだろうかなと。そのことがはっきりしないうちは、こういう陳情を受けざるを得ないと思いつつも、受けても何か中途半端になっちゃうなという感じがするもんだから、その辺の対策っていうか、何か考えられてるのか。そういうの聞いてると思うんだけども、どういうふうに対応されているか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） 無縁仏にかかわる御質問なんですけれども、函館市の合葬墓、これは平成22年4月から運用を開始しているんですけども、この合葬墓につきましては、そこに収骨される範囲というのが行旅死亡人、要は身元が全く不明な遺体ですね、それと生活保護などを受給しての方が要は引き取り手がいないといったような場合、そういった場合の遺骨を収骨してるというような状

況でございます、例えば行旅死亡人だった場合でも所持金をある程度持っていたといったときには、要はその中で葬儀を行い、そして余ったお金だとかで永代供養でお寺さんに預けてると、そんな例もあります。ただ、議員がおっしゃっているようなそういう無縁仏の収納場所がないというのは、話は若干聞いてはいるんですけども、実際それをどこに収納するかというような対策まではちょっと今のところは考えてないといったような状況です。

○福島 恭二委員 だからね、結局はそれぞれ理由をつけて、こういう人はこう扱う、こういう人はこう扱うんだということになるんでしょうけども、今言ってるように全く身寄りのない、たまたま当市に来て、函館に来て亡くなられたわけですから、だからやっぱりその亡くなった地の行政が責任を持って埋葬してやるべきだと思うんですよ。ただ、そのためにはさまざまな理由が必要なんだろうけれども、身元をただしたいといってもわかんないわけですからね。へ理屈を言ってたっしょうがない話なんですよ、これ。だから、函館に来て死にたいわけではないけれど来て、そういうふうになったっていう場合は、やっぱり当市の行政が責任を持って埋葬してやるべきだと思うんですよ、基本的には。現時点でお寺さんで預かってくれたんだけど、さっき言ったように満杯なんですって。どこも今受け付けるところないんですよ。御承知のとおり清和荘の建てかえされて民間に移ったけども、あそこにだって引き取り手のないお骨が、私聞いてびっくりした、200体くらいあったっていうんでしょう。1室に全部置くと、始末するところないからそこに全部置いて、かつてここに入所していた方のお骨だということ置いてたっしょうがないんだね。それも本当は一定の段階で、管理者が変わるときに今までのやつを無縁仏として埋葬したいと言ったんだけど、できないって言うんですよ。できないっていうのは、そういう墓地がないって言うらしいんですよ。だから、私はそういった実態があるんだから、やっぱり行政として、そういうそれぞれ理由つけてやるのも結構だし、理由つかないのもあるわけよ、こういうのね。こういう陳情出ること自体がちょっと不思議なくらいなんだけども、やっぱり最後の措置を人がいないんだから、だれも見ない人いないって言うんだから、やっぱり行政が責任持たなきゃだめなんですよ、これ。そこを損得だけで考えないで、人間の最終地はここだったんだと、その方のだよ。と求めてたのかもわかんないんだよ。とすれば、それを素直に受けとめて、どこかに安置してやるというくらいの気持ちを持ったって罰は当たらないと思うんだよ。そういう施設をなぜつからないのかと思うんだよ、私は。それにさらに言うと、何か大きいマンホールのようなものを埋めて、そしてそこに埋葬して、お勤めすれば、それでいんでないかって言うんですよ、簡単なこと。それを墓地、墓標をつくってどうのこうのって言うから、時間と暇がかかるんであって、お金かかるんであって、そんなに難しく考えることないんでないかって言うんですよ。ただ、こういう話をあんまりすると、次の選挙に影響するんだとか、だから言いたくないっていう人もいるんだけどね。いや、たまたま今この陳情出たから、私常々考えて、言われてることだから、言うんだけどね。そういうやっぱり無縁仏をきちんと処理する墓地が埋まなくなってしまったんだら、かつてやってたんだから、もっとふやしたらということを考えてやるべきだと思うんですよ。どうですかその辺は。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） 先ほどの説明がちょっと私うまく説明できなかったんですけども、平成22年2月に合葬墓を船見町のほうにつくりました。その合葬墓は1,500体程度が収容できると。そもそもこの合葬墓をつくった目的というのが、まずそのきっかけが先ほど委員おっしゃった清

和荘の遺骨堂に収容されてる——210体くらいあったんですけれども——それをまず収納させるところという位置づけと。そのほか行旅死亡人、これは函館を例えば最後の地として亡くなられた方、そして調べたけれども身元の発見されない方、そうした方を入れる場所だと。それともう1つが、最終的に引き取り手が無いという場合があります。身元がはっきりしているけれども、要は親族がいないとかっていうのもありますし、親族から断られてどこにも収納する場所がない、そしてお金もない、そういった方を合葬墓に入れるというような状況です。

○**委員長（小山 直子）** 今のところは1,500体分あるので、間に合っていると。

○**保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学）** 今のところは1,500体分の中で収容してるというような状況で、ただ今後さらにこういった遺体もふえてきたときにどうするかっていうのは、今後の検討課題だろうなっていうふうには思っております。

以上です。

○**福島 恭二委員** ちょっと、じゃあ確認するけどね、何かつくったっていう話も聞いてはいるんだよ。聞いてるんだけど、もうそれが即埋まっちゃったと、満杯になっちゃったという話なんだけど、そうではないんですか。まだ余裕あるということですか。

○**保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学）** まだ十分にというか、ちょっと今数字的に何体そこに入ってるかっていうのはここではちょっとお示しできないんですけれども、まだかなり余裕はあるというふうに認識しております。

○**福島 恭二委員** わかりました。じゃあ、私も何か増設をしたと、だけでもあつという間に埋まっちゃったということで、お寺さんがそういうものができたっていうんで、さあと思ってそこに埋めてほしいと言ったんだけど、拒否されたということで、それはなぜかといったら直ちに満杯になっちゃったんだということだと言うもんだから、いや満杯になったらなんで増設しないのよと、単純な発想だけでも出てくるわけですよ。それについても、私もいつも何でふやさないんだろうなと思ったりして、結局、こういう方の、身寄りがいながらもって言えば語弊があるけど、何とかかなりそうところまで持ってこられるという感じもあるらしいんです。本当にいない人は、例えば肉親でなくて血の通った者でなくても、知り合いだ、友達だっていうことがわかっているだけで、預かっている人もいるみたいなんです。そういう人たちはそろそろそこに安置するっていうことがあってもいいのかなと思うんです。それすら今できない状態らしいですよ。だから幾らか余裕あるっていうんですから、こんなの提案するわけにいかないけども、できればそういう人たちもきちんと安心して眠れる地をきちんと確保することくらいはやってほしいと思うんですけれども、まあ実態はわかりましたんで、後で参考にしたいと思えますから。ありがとうございます。

○**委員長（小山 直子）** はい、能登谷委員。

○**能登谷 公委員** 今の福島委員の部分に関連してちょっとお話しして、そしてちょっと考えをお聞きしたいんですけども。以前清和荘——今は移りましたけども——からの方が、館長だとかそういう方から何回も相談を受けたんですけど。例えば、入所していた方が亡くなったと、亡くなったら年金とかそういうものをずっとひもじく爪に火を灯すようにして本当に貯めていたのが200万円、300万円あるいは500万円という部分が出てきたと。すると、どこからともなく親族という方が出ていらっしゃるそうで

すよ。今まで全く音信不通、全くない、だけでも先ほど福島委員言ったように隣のおばちゃん、向かいのお兄ちゃん、そういう人たちがおばちゃん、おばちゃんって言って面倒みていた。本当はそういう人たちにそういうお金を今までありがとうっていうふうな感じで、何も書いてないけど恐らくそういうことの中でやっていた。だけでも親族が出てくるともう親族のものだと。そこでけんか始まるんだそうですよ。いわゆる親族の中のけんか、全然他人は関係ないですよ。私は娘だとか、私は甥っ子だとか、私は姪だとかって出てきて醜い争いが始まるそうなんです。そして最終的にどうなるかと、お金だけ持ってお骨はあんたらやってくれと、実際にそういうことが何件もあるそうですよ。今まであったそうです。実際に恐らく今もそうだと思います。今、成年後見制度が云々かんぬんっていう部分がありましたけれども、私は人情的に言ったらそんな赤の他人、確かに赤の他人かもしれないけれども、遠い親戚よりも近くの他人だというような気持ちがやっぱり強いんだと思いますよ。お金出てきたから出てきて、けんかまでしてもお金持って行って、あとはお骨は知らないよ、あんたら勝手にやってくれと、散骨するなり何するなりそれは知らねと。それじゃあ人間の、いわゆる道德の観念よりも人間としての観念がないと言わざるを得ない。だから成年後見制度いろいろあるけども、いろんな法律があって結局、そういう赤の他人には行き渡らない、できないという部分があるんだけれども、私は行政的に条例だとか法律だとか整備するとそういう人たちを排除するようなこともできるのではないかなと思うんですが、その辺何か感想ありましたらお願いします。

○保健福祉部長（川越 英雄） 今その亡くなられた方の遺産といいますか、そうした遺留金の取り扱いとその親族との関係ということで、まず基本的にはやはり法定相続というものがありますので、それを基本に考えていかなきゃならないのかなっていうふうに思います。あとは日常的にいろいろな形でお世話になっている方とかっていう部分については、また法的な生前の手続きの中でそうした方への死後のいろんな恩返しですとか、そういうものとかを考えられるようないろんな相談っていうんですかね、そういうものに応じられるような環境というものはつくっていくべきなのかなっていうふうに感じておりますけれど、やっぱり法的なものを大前提にしながらいろいろ考えていかなきゃならないというふうに考えています。

以上でございます。

○能登谷 公委員 結局、法的なことを考えていくのであれば、私は遺骨も強制的にそういう方々が持って帰る、そして供養してもらう、それが当たり前の話なんだけれども、それすら拒否しちゃう、お金だけは持っていく。で、結局拒否して置いていく。それがまたああいう遺骨の安置所に結局1体ふえ、2体ふえ、3体ふえっていうふうな形になっていっている現状も実際あるわけですよ。だからそういう部分の中で法の整備をしていくんだら、そこまでの親族的な部分の中で強制があると。で、案外持って行ってフェリーのところからぶん投げるやつもいるかもしれないけども。そういう部分っていうのは、強制的な部分っていうのは逆にできないもんですか。

○保健福祉部長（川越 英雄） 今、明確にそうした法的な義務というものは私は承知はしていないところでございます。

以上でございます。

○能登谷 公委員 今、みんな委員からもやればやるほど難しくなってくる、ややこしくなってくると。

いや、それが法律の世界だと思うんだけどね。やっぱり最後は情に訴える部分しかないんだろうと思うんだけど。余りにも身勝手といいますかね、法に縛られた中で結局、一生懸命世話してあげた隣近所の人たちは何にも報われない、そして最後にはさっき福島委員言ったように遺骨まで預けられると。やっぱり、おばちゃん、何々さんのところに遺骨預かってもらったほうが一番おばちゃんも喜ぶわって言って体のいい話をして、お帰りになるというような形になっているのが今現状でないかと思うんですよ。だからそういう部分の中で、先ほど言ったような形の中で、そういうふうに預かられている方ももしあれだったら声をかけていくとか、そういう形の中で埋葬させてあげたらいいんじゃないかなと思いますのでよろしくお願ひいたします。終わります。

○委員長(小山 直子) 浜野委員。

○浜野 幸子委員 この陳情につきましては、最も相談が来る、たくさんあるんですけど、私がお聞きしたいのは火葬場の時間のことなんです。何か2時以降は受け付けをしないとか、いろいろと事情があって、どうしても2時以降に火葬場に行きたいっていう方も施設に入っていれば、施設の状況もありますし、これは2時以降っていうことは無理なものなのかその辺を。

○委員長(小山 直子) 浜野委員、すぐにはちょっとお答え出来ないようなので調べていただいて、それから陳情と少し外れてくるので後ほど答えていただくっていう形でもいいですか。

○浜野 幸子委員 その時間によってこの遺体の安置に絡んでくると思ったものですから。今、能登谷委員も質問は少し離れた部分もありますから、それと同じ考えで。確かに陳情の枠から外れているという外れているかもしれませんが、やはりこの状況を考えて多分このソーシャルワーカーさんのこれは実態であって、その後の終末の処理っていうこととこの遺体の安置に絡んでくる問題ではないかと思って。時間が2時っていう何か就業規則上作業員が5時であるから2時なのか、その辺を含めて考えをちょっと知っておきたい。

○保健福祉部地域福祉課長(佐賀井 学) 今ちょっと具体的な時間ですとかっていうのは調べてるんですけども、火葬場は今指定管理者制度を導入いたしまして運営をしているところでございます。たしか釜の時間、記憶しているところによれば午前2回、午後2回だったと思うんですけども、釜は1回使ってしまうとある程度冷やさなきゃならないっていうか、置かなければならない時間帯が出てくる、そういった関係で若干早目に、ちょっとそれが2時かどうか今調べておりますけれども。そんなことが必要のためにそういう時間帯までしか受け付けられないというふうになっているというふうに記憶しております。

以上です。

○浜野 幸子委員 多分そうだと思ったんですけど。といいますのは、最後の遺体の安置すべきっていう場所、いわゆる遺族がその時間内のことでやはり全く他人ばかりであればっていうこともあったものですから、もう少し時間の配慮っていうのもあってもいいのかなっていう気持ちですが、多くのこういう遺族はそういう考えを経験してますので、その辺も一度検討していただければと思います。

○委員長(小山 直子) 他に御発言ございませんか。道畑委員。

○道畑 克雄委員 すいません、時間が経過しておりますけれども。それで今、各委員から心情的な部分も含めて言われておりましたが、陳情の審査ですので、ちょっと市の権利義務含めて、あと責務って

いますか、そうした部分でもうちょっと伺っておきたいというふうに思いますのでお願いいたします。

それで、先ほど池亀委員から質問があったのは1項めと2項めのお話なのかなと思うんですが、1項めにかかわって例えば、介護保険のサービスを受けられている場合とか生活保護を受給されている場合などで、市からのそうしたサービスを受けていらっしゃる方というのは身寄りの有無を含めて判明をしていると受けとめてよろしいのでしょうか。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） 保険サービスですとか介護サービス、こういった受給を受けている人に対して身寄りの有無が判明しているかどうかという質問だと思いますが、例えば生活保護の受給者のように認定時に扶養義務者の調査を行っておりまして、そういったものを行う場合はその辺は把握はしておるんですけども、こういう調査を必要としないような福祉サービス、これについては把握をしていないという状況です。

○道畑 克雄委員 そうしたら、親族を必ず調査しなければならないというサービスであればそうだけでも、それ以外のものについては必ずしも親族の有無を調査しているわけではということですか。わかりました。

それから第3項にかかわって、今、福島委員から、それから能登谷委員からもお話、埋葬の関係がありましたけれども、その前段って言ったらちょっとあれなんです、の話としてちょっと伺っておきたいんですけど。3項に身寄りのいない患者が死亡した際ということが書かれてあります。ソーシャルワーカーの方が出されている陳情ですから病院での話だというふうに受けとめましたけれども、この場合、身寄りのない患者が死亡した際の対応の責任、責任っていうことになるのでしょうか、市町村にありますというふうに書かれているんですけども、死亡した際の対応ってことの法的な定義とそれから墓地埋葬法で書かれていることが根拠とされておりますけれども、その辺の解釈、この陳情で主張されているとおりなのかどうか、その点についてはどのような解釈になるのでしょうか。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） 身寄りのない患者が死亡した場合の対応の法的な定義のお話ですけども、この陳情に書いてある身寄りのない死亡人というのはどういう死亡人かっていうのが推測でしかないんですけども、扶養義務者、こういった親族が一切存在しない人というふうに考えられるわけですけども、実際、身寄りがあるかないにかかわらず墓地埋葬法の第9条で「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」というふうに明確に規定されていますので市町村長の義務であるということは法では明確になっております。この規定による「死体」というのは住所、居所及び氏名が判明しておりかつ日常生活圏において死亡したものを指しております。また、「埋葬又は火葬を行う者」とは現実に埋葬、火葬を行う者をさしめておりまして、扶養義務者などの親族に限るものではないと。例えば、友人ですとか、知人ですとか、施設の管理者ですとか、そういった場合も考えられるというふうになっています。さらに、「埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないとき」、これはどういう状況かと、この状況判断なんですけども、これは最終的に引き取りを行う市町村が行うというふうになっています。この規定をもとに市が最終的な埋葬執行を行っているという状況です。市として墓地埋葬法の適用による死亡者の引き取りに当たりましては、引き取り依頼者——これは警察ですとか医療機関っていうのがあるわけなんですけれども——からの死亡者に関する情報、例えば親族がここにいるよだとか、知人がここにいるよかって、

そういった情報ですとか、状況、要はお金を持っている、持っていない、そういった情報などにより市町村が判断するというふうにしております。医療機関関係者など生前、死亡者と身近にかかわりのあった引き取り依頼者へは親族、交友関係など所在の調査、また親族への引き取り交渉、こういったことをお願いする場合がありますが、それでもなお引き取り手が見つからない、葬祭者が見つからない場合には本規定を適用して市のほうで葬祭執行をしていると、そういう状況です。

以上です。

○道畑 克雄委員 はい、わかりました。

それでもう一つですね、所持金があった場合のことについても書かれているんですけども、もし該当される方が所持金を持っていた場合についての取り扱いについてはどのようになるのですか。

○保健福祉部地域福祉課長(佐賀井 学) 亡くなられた方が要は遺留金を持っていたという場合の取り扱い、その前にですね、埋葬、火葬の費用の負担がどこにあるのかというのが、これが墓地埋葬法の第9条第2項で規定をされてございまして、その規定の中では要は、行旅病人及行旅死亡人取扱法、この規定を準用するというふうになっています。行旅病人及行旅死亡人取扱法には、その準用されている箇所ですけども、第11条から第15条までが準用されている箇所なんですけども、その規定の内容は、そのかかる費用は死亡者の遺留金または有価証券がある場合はそれを充当し、足りない場合は相続人、死亡者の扶養義務者の順で負担しなければならないというふうになっております。さらにこれをもって足りない場合は、遺留物品を売却してこれに充て、最後は埋葬、火葬を行った都道府県、うちは読み替えて中核市になるわけなんですけども、中核市が負担するというふうになって規定されております。

以上です。

○道畑 克雄委員 以上で終わります。

○委員長(小山 直子) 他に御発言ございませんか。本間委員。

○本間 勝美委員 私も以前、医療ソーシャルワーカーとして病院で働いていて、実は同じようなケースがありました。近くに親族がない、私が担当した患者さんは奥さんと娘さんがいたんですが函館市内にはおりませんで、生前からもう絶縁関係で北海道外の県にいました。奥さんは特別養護老人ホームに入所していて判断能力がもしかしたらなかったのかなと思うんですね。実はその方は所持金が結構な額持ってたんですね。私も当時、現在の地域福祉課である社会課に相談の電話を入れたんですけど、なかなか市では対応してくれないということで、私たちと周りにいた善意ある市民の協力で何とかその方の持っているお金を利用して、それはちゃんと幾らかのお金を万が一のためについていうことで同意をとって、管理をしたんですね。そのお金を使って仮通夜も営んで、私たち三、四人ぐらいで仮通夜もやって、最終的には市役所からも近いお寺さんにお骨を預けたという経緯があります。親族の方とのやりとりも電話番号がわからなかったのも、住所だけはわかってたので、その奥さんの入所している特養宛てに何度も何度も手紙を送って、なかなか返事がなかったというようないきさつもあります。そういうことで、本当に現場の医療ソーシャルワーカーはすごい苦勞をされてるんですね。今回、陳情を出してきた15名の方、6医療機関と書かれているんですけど、この方たちはみんな個人で本当に現場が大変だということで、個人の名前で出してくてるんですけども、名前を言うと函館中央病院、函館五稜郭病院、赤十字病院、函館脳神経外科病院、これらは救急の指定病院ということで毎日たくさんの患者さんが救急搬送

されてきて、本当に身寄りがない患者さんが来た場合には、こういった場合もですね、で、亡くなった場合、今函館でも、孤独死とか孤立死とかたくさん出ていると思うんですけども、そういった場合は恐らく市で対応していると思うんですけども、たまたま救急車で病院に搬送されて病院で亡くなってしまったがゆえに今は病院、医療機関のソーシャルワーカーが大変な思いをしているということなんですね。で、陳情の3点めの最後に「親族調査に時間を要する際は遺体を安置すべき場所を確保して頂きたい」ということで、現状は病院の霊安室に安置されていると思うんですけど、特に夏場とかそんな何日も霊安室に置いておくこともできないと思うんですよ。現状は、例えば行旅死亡人の場合は恐らく函館市の斎場、火葬場に直送という形で一たん預けて火葬されてるのかなと思うんですが。（「警察に行ってから」の声あり）警察に行ってから。その辺ちょっと状況をお聞きしたいと思うんですね。私たちもいろいろそういった方が病院で亡くなった場合には、たぶん恐らく例えば親族が遠方にいる方であれば一時的には町会の会館、たしか函館市内にはそういう方、専用ではないとは思いますが、ありますよね、何か所か函館市内にそういう方の遺体を安置して、本当に家族葬みたいな形でやっている町会館があって、そういうところをお願いしてやりました。そこでちょっとこの3点目の「親族調査に時間を要する際は遺体を安置すべき場所を確保して頂きたい」というところに関してちょっとわかる範囲で教えてください。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） 現在、函館市の斎場内に1体分の遺体の安置所がございまして、冷蔵システムの遺体安置場所なんですけど、そこに入れる遺体は基本的に墓地埋葬法、要は身寄りのない遺体、それから先ほど話に出た行旅死亡人の遺体、これを一時的に置く場所として、言ってみれば行政目的がはっきりした、そういった遺体を安置するというので設置をしております。そういった目的なもんですから、これを一般に開放する、さらに1体しか置けないですから、行政目的を変更しながら、入れるとすれば変更するとかっていう必要もありますし、1体しかないから受け入れる箇所数を多くする、そういったことも考えなければならないので、今すぐどうするかってというのはお答えはできないところですけども、現状的にはそういう現状になっています。

○本間 勝美委員 はい。現状はわかりました。陳情者の思いを酌み取って、予算がかかる部分もあるのかなと、法的な部分、その辺の改善だとか、安置場所が1体しかないということなので、恐らくこういった患者さんたちを対象にするのであれば、恐らく1体でなくて複数の遺体を安置できるような環境の部分もつくらなければならない、あるいは民間に委託するだとか、そういうことも考えられるのではないかなと思います。今回初めて陳情があがってきたんですけども、私も現場にいた者としてやはり今後、現場のソーシャルワーカーさんたちとぜひ関係部局ともよく懇談していただいて、すぐできるものとはできないものがあると思いますのでぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小山 直子） 池亀委員、発言はいいですか。

○池亀 睦子委員 よろしいです。

○委員長（小山 直子） はい。他に御発言はございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（小山 直子） はい。理事者は御退室願います。

○委員長(小山 直子) これより各事件に対する協議を行います。

まず、当委員会に付託された議案について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。市政クラブさん。

○吉田 崇仁委員 平成24年度函館市一般会計補正予算から議案番号が6ですね、すべてマルです。

○委員長(小山 直子) 民主・市民ネットさん。

○福島 恭二委員 はい。同じです。

○委員長(小山 直子) 公明党さん。

○池亀 睦子委員 はい。同じです。

○委員長(小山 直子) 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 同じです。

○委員長(小山 直子) 日本共産党さん。

○本間 勝美委員 私たち日本共産党は、議案番号1の平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分の児童福祉総務費に公立保育園民営化準備負担金が盛り込まれていることから、私たちは一貫して現状の公立保育園を残してほしいということで、一貫して主張してまいりましたので、この部分はバツです。関連して議案番号の4番、函館市立保育所条例の一部改正についても同じような趣旨でバツになります。5番と6番に関してはマルです。

○委員長(小山 直子) 確認をいたします。市政クラブさん、民主・市民ネットさん、公明党さん、市民クラブさんはすべての議案にマル。日本共産党さんが議案の1と4についてバツ、5と6についてはマルということで確認をいたします。ここで何か御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 次に、当委員会に付託された陳情について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。なお、継続審査を主張する場合には、継続とする理由についても御発言願います。また、議運申し合わせにより不採択の決定をした陳情については、賛否の理由等に係る発言の記録を陳情者へ送付する扱いとなっており、この協議の場での発言を送付する扱いとしたいと思っておりますので、御配慮の上、発言いただくよう、よろしく願います。では、市政クラブさん。

○吉田 崇仁委員 はい。まず、陳情第9号ですけれども、前回この現地、3カ所視察しまして、子供を預かる保育所ですね、随分一生懸命やっているなという姿が十分見受けられました。また、今のお母さん方といいますか、女性の就労の増加がこのように年々、この子供の預かり所にふえているのかなということもわかりました。そうした中で、子育てと仕事の両立の支援ということで、健全育成は大変重要な役割を担っておりますけれども、法令上にはまだ具体的な基準がないんですね。そうした中で国のこのガイドラインに基づいてそれぞれで目的も、多様な方法で実施されていると伺っております。そうした中で前回もお話ししましたが、障がい者の方々のいろんな標準モデルを現在作成中ということも聞いておりますし、また減免措置というふうになれば、財政問題も絡んできますのでもう少し検討したいということで継続で、第1項第1号から第3号まですべて継続ということでお願いしたいと思いま

す。

○委員長（小山 直子） はい。民主・市民ネットさん。

○福島 恭二委員 はい。私どもも今、市政クラブさんのほうから言われましたとおり、総務のほうから所管がえになって1度くらいしかまだ議論してないし、この間改めて現地調査という形で3園見てまいりましたけれども、今、吉田委員から言われたような課題もまだありますので、さらにまた調査を進めたいと、深めたいと思いますので継続ということで扱いをしたいと思います。

○委員長（小山 直子） はい。公明党さん。

○池亀 睦子委員 はい。公明党も学童保育の現状を3カ所見せていただきまして、いろいろ会派で話し合いをしまして、希望を言えば企業等も少し補助金とか、お父さん、お母さんも職場にいるわけですから。ただ、今の函館市の現状を考えますと企業の負担というのはなかなか難しいのかなって。今後もう少し調査研究ということで継続をお願いします。

○委員長（小山 直子） 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 はい。結論から言えば継続ですけれども。先ほど市政クラブさん言いましたように、標準モデル、市のほうもそういうふうな、それも考えているようですし、視察先も形態が違いましたので、まだまだ審査していく必要があると思いますので継続です。

○委員長（小山 直子） 日本共産党さん。

○本間 勝美委員 はい。私たちも継続ということで。理由としては、この間国会でも新しい法律が可決されました。その辺の中身も委員会で具体的に議論していかなければならないのかなと思います。あと、先ほども言いましたけれども、道内の他市の事例を見ると公立で運営していると、その辺の状況と函館の状況というものもいろいろと違いもいろいろと分析、調査も必要かなと思いますので引き続き委員会で皆さんと一緒に議論をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（小山 直子） はい。では、福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情のほうをお聞きいたします。市政クラブさん。

○吉田 崇仁委員 はい。まあ本当にですね、この避難者に対する支援ということでございますけれども、本来これ国や東電がもっと充実した支援を考えるべきであって、市にどうやるかと言ってもなかなかいろんな例えば函病に専門職の医者がいなかったりいろんな問題が絡んでいますので、もう少し継続したいと、検討したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小山 直子） はい。民主・市民ネットさん。

○福島 恭二委員 はい。私どもも、この間、陳情者の方々と懇談をしたという経過もございますけれども、改めて大変な状況に置かれていると。特に支援期日が今年度いっぱい切れるということに対する不安もありますんで、なんとかその辺も国の段階で延長することができないのかというようなことなどもありますね、さらにまたさまざまな情報を収集しながら進めていかなければならないということもありますので、もう少し調査研究させていただきたいということで継続をお願いしたいなと。

○委員長（小山 直子） はい。公明党さん。

○池亀 睦子委員 はい。公明党もですね、なかなかマルかバツかという判断は難しいという思いになりました。陳情書の思いは十分に痛みを思うところですが、公明党としては、国会議員に順次一つ一つお伝えしております。とにかく手を打っていただきたいということを伝えております。結論から言って国の状況を踏まえたいということで継続でお願いしたいと思います。

○委員長（小山 直子） 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 はい。うちの会派でも函館ばかり責めるってわけじゃない、他の町村もありますのでその辺も言明しながらだということで継続です。

○委員長（小山 直子） 日本共産党さん。

○本間 勝美委員 はい。先日、函館に避難されている福島の皆さんの人数がわかってますので、例えば函館病院で検査した場合に幾ら費用がかかるのかっていうデータも資料としていただきました。七十数万円っていうお金がかかるっていうことなんですけども、これをどう見るのか、少ないのか高いのかっていうことも含めて、今後さらに議論をしていかなければならないのかなと思います。吉田委員が言うようにやはり国と東京電力の責任っていうことは間違いないと思うんですけども、国会でも先ほど言いましたように超党派で支援をする法律はできましたけれども、理念法ということで具体性が全くないというところで、では、じゃあ自治体レベルでどう考えるのかっていうところを他の自治体の状況を把握することも大事だと思うんですけども、やはり函館は北海道の中では東北に一番近いところということもあるので、函館独自でどうすればいいのかっていうことを真剣に今後とも議論していきたいと思いますので、継続ということでお願いいたします。

○委員長（小山 直子） では次に、医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情についてお聞きいたします。市政クラブさん。

○吉田 崇仁委員 はい。この新しく出てきました陳情ですけども、これは今後大きな社会問題という課題になってくると思うんですね。実はちょっとお話しさせていただきますけれども、うちの旧4町村のほうも身寄りのない、要するにお骨がそのままお寺に預けっぱなしがどんどんふえてまして、どうしようかと、廃校の体育館を活用したらいいのではないかという話まで出ているので、これは十分調査したいということですべて継続で、また函館市の行政責任ということも考えまして、新たないろんな期待するものも出てくるのかなというふうに思いまして継続でお願いしたいと思います。

○委員長（小山 直子） 民主・市民ネットさん。

○福島 恭二委員 はい。これは先ほど理事者のほうからもそれぞれ意見を聞かされたように、最終的な責任はその当該自治体にあるということのようですから、問題はそれに至る手続き、手順をどう処理するかということだと思うんですよ。いうことが大体明確になりましたので、再度調査を深めて結論を出したいなという思いから、きょうのところは継続ということにしたいと思います。

○委員長（小山 直子） はい。公明党さん。

○池亀 睦子委員 はい。陳情書が提出されたばかりですので、今後調査研究をしたいということで継続でお願いします。

○委員長（小山 直子） はい。市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 同じです。

○委員長（小山 直子） 日本共産党さん。

○本間 勝美委員 はい。非常に大きな重いテーマであるなと思います。本当に軽々に判断できない問題でもありますので、十分に皆さんと議論した上で判断をしていきたいと思いますので継続ということでお願いします。

○委員長（小山 直子） はい。それでは3陳情ともどの会派も継続ということで確認いたします。これで協議を終了いたします。

ここで、事務調整のため、再開のめどを11時35分として暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時37分再開

（保健福祉部、子ども未来部 入室）

○委員長（小山 直子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより当委員会に付託された各事件について、順次、採決をいたします。

まず、議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分及び議案第4号函館市立保育所条例の一部改正についてを一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） 異議がありますので、起立により採決いたします。

各案を原案のとおり可決することに賛成の委員は御起立願います。

（起立多数）

○委員長（小山 直子） 起立多数であります。したがって、各案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号函館市総合保健センター条例の一部改正について及び議案第6号函館市旅館業法施行条例の一部改正についてを一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

ここで理事者は御退室願います。

（保健福祉部、子ども未来部 退室）

○委員長（小山 直子） 次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号から第3号まで、陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第2項第2号から第5号まで、及び陳情第20号医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情第1項から第3項までについては、継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。継続審査とすることに決定した事件について、本日伺った意見を踏まえた理由をもって、閉会中もお継続審査する旨、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、継続審査部分を除き本委員会に付託されました事件は、すべて議了いたしました。

2 調査事件

(1) 地域福祉とコーディネーターについて

○委員長(小山 直子)

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、万代町会館の現地調査やコーディネーターとの懇談会を10月に開催することとし、本日の委員会で日程など御相談させていただくこととしていた。現地調査については、交流サロンや悩み相談室など町会館が当該事業の拠点としてどのように活用されているか調査したいと考えている。また、懇談会については、地域福祉コーディネーターや事業の運営主体である地域福祉を考える会の方と懇談することとし、地域福祉コーディネーター設置事業開始後の問題点や課題等について意見交換したいと考えているがいかがか。(異議なし)
- ・ 開催日についてだが、正副委員長としては10月15日(月)から26日(金)の間で関係者と調整したいと考えているがいかがか。(異議なし)
- ・ 10月15日(月)から26日(金)の間で関係者と調整し、日時など詳細が決まり次第、改めて各委員に連絡したい。
- ・ その他各委員から発言あるか。(なし)
- ・ 本件については、現地調査や関係者との懇談等を行うことから閉会中の継続調査事件として、引き続き調査をするということによろしいか。(異議なし)
- ・ 閉会中継続調査事件について、さきほどの理由をもって議長に申し出たいが、異議あるか。(異議なし)
- ・ 議題終結宣告

(2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進について

○委員長(小山 直子)

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回の委員会において本市における現状を把握し、この条例がより実効性のある

ものとなるよう他都市の取り組みも含め調査していくこととし、本日の委員会において担当部局から当市の現状について説明を受け、調査を進めることを確認していた。市民部の出席を求める。

(市民部 入室)

○委員長 (小山 直子)

- ・ 当市の施策の推進状況などについて説明をお願いします。

(事務局 資料配付)

○市民部長 (高橋 良弘)

- ・ 資料説明：「函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき講じている施策（当日配付 市民部調製）

○委員長 (小山 直子)

- ・ ただいまの資料の説明に対し、各委員から何か発言あるか。

○福島 恭二委員

- ・ 街路灯設置費及び電灯料補助金についてはかねてから言われていたが、今現在、この条例ができてから整理されているか聞きたい。道路照明として設置しているところもあるはずだが、街路灯ということで町会の判断で付けているところもある。本来町会が負担しなくても市独自で、あるいは道路関係の部署がきちんと道路照明としてやれば町会は負担にならないということもあるはずだが、そういった調整はしているのか。

○市民部長 (高橋 良弘)

- ・ 市内にある街路灯は基本的に土木部と市民部のものがあり、土木部は歩道の部分も一部あるが、どちらかという幹線道路等を含めて交差点や車両通行、そういった部分について担当している。幹線道路から1歩中に入ったまちの中という部分では防犯灯という関係で市民部で要綱をつくり、設置の補助、電灯料の補助をしている状況である。

○福島 恭二委員

- ・ これはかねてから、町会負担の軽減ということで街路灯の設置、管理含めて市に移管させるということで、実施されたものである。その段階でも、電気料しかりだが、できるだけ新しい街路灯を付けると2割が町会負担であった。できるだけ負担を軽減するために行政で責任を持ってやると同時にその中で道路照明は道路照明としてなすべきなのに町会が負担しているので、これはしっかり整理すべきである。今、連携とって云々と言っているが、きちんとした実績を示すべきである。町会の負担軽減ということからいけば、国道や道道はもちろんだが、市道で最近交通量がふえているところがたくさんあり、そこは町会の街路灯ではなく、道路照明としてきちんとすべきところが結構ある。その調整をきちんとやったほうがいい。町会の負担軽減という立場で取り組んだものが、結果的に何ら変わっていない。例えば、予算でも件数はふえているが予算がふえていない、電気料なんかもふえている。そういうことなどもこまめに調整すべきではないか。このことがまちを明るくすることになり、交通安全上、防犯上もいい、安全・安心なまちづくりに貢献できるのでいいが、できるだけ町会の負担を軽減するという立場で取り組みをお願いしたい。実態を見れば余りなされていないような感じもするので、もう少しその辺をこまめに調整して所期の目的を達成するようにしてほしい。

- ・ 青色回転灯の補助金は幾らか出ているようだが、各町会の話を見ると、一定程度の補助金をもらうために週に何回、1日に何時間とか義務、責任を感じているようだ。結構ガソリン代もかかるので付けたくないという町会もあるそうだ。補助金を出してそういうものを広げても効果があるのかどうか。やめろとは言いたくはないが、せつかく費用をかけているのだから、そういう苦情もあるけれどもこれだけ効果があるという実績も示すべきでないか。
- ・ 安心・安全のパトロールを実施していると言うが、ステッカーを張った車をたくさん走らせることがパトロールだという感じである。ステッカーを張っていないところに行って張ってもらったとか、毎日こういうことをやっているとかというついでにやるのではなく、条例に基づいてやっているのであれば、そういう実績をきちんと示す、目的意識を持ってやらせるということにしたほうがいい。資料を見る限りでは余りそういうことが見受けられないので、もう少しこの条例の精神にのっとった対応をすべきである。

○市民部長（高橋 良弘）

- ・ 街路灯に関しては、土木部ではある程度基準がある。交差点から何メートル以内は土木部ということで、そこに設置しているものについては市民部に移管するという対応もしている。街路灯の補助金の制度は昭和37年、38年くらいからやっており、順次補助率も上げてきている。今年度から80%から5%引き上げて85%にした。そしてLEDの促進という部分もあり8,000円の上乗せもした。なるべく町会に負担をかけないようにという形でやっている。電灯料の補助金も昭和38年に開設したが、当初は補助率10%だったが今は80%まできている。確かに町会の負担は20%はあるが、函館市の場合はトータルで1億円程度ということで、道内他都市と比較すると町会の交付金、街路灯も含めて結構手厚い補助をしており、なるべく町会に負担をかけないような形で進めている。
- ・ 青色回転灯については、1台当たり5,000円ということで、特に町会に必ず何回以上走らせなさいという義務、条件を課していることはない。平成22年度は38町会で69台、のべ5,477回、1台当たり平均79回走行している。平成23年度でも43町会で80台、延べ6,712台、1台当たり平均84回ということで、あくまでも町会も町会の防犯ということで自主的に結構な回数を走っており、そういった意味では町会がみずからそういう活動をしていると考えている。

○福島 恭二委員

- ・ できるだけ発足当初の精神も生かしながら、この条例にマッチした対応をしてほしい。
- ・ 防犯協会に対する補助金は、毎年、中央地区防犯協会に63万円、西防犯協会に27万円となっているが、実績は把握しているのか。出しっ放しではまずいと思う。防犯協会への補助金のあり方は古くて新しい問題だが、昔からずっと続いている。何ら改善されていない、されたという記憶はない。要求されるからやるというような、どうぞ勝手に使ってくださいみたいなスタイルにはならない。防犯協会ですらこれだけもらってやっているのだから、去年よりもこれだけの実績があったと、こういった犯罪防止をしたとかというようなきちんとしたものを示させるべきだと思う。報告は当然しているのだろうが、前年度に対して今年度はどうだったかという実績は求めるようにしなければ、信用もないし、従来と同じパターンで何となくマンネリ化してはまずいので、そういうことも少し指導してほしい。

○吉田 崇仁委員

- ・ 安全・安心のまちづくりのためには街路灯は大変大事だと思っている。そうした中で、平成21年度、22年度、23年度と補助金が年々ふえている。今、LEDが普及して大変評判がよい。相当節電の効果もあるし、普通の一般の蛍光灯から見ると寿命も長い。現在、それぞれの町会からLEDを設置したいという要望はあるのか。

○市民部長（高橋 良弘）

- ・ 毎年度大体秋頃に計画を皆さんから出してもらって、設置数や電灯料の予算を計上している。今年度からLEDを促進したいということもあり、補助率を上げ、限度額も8,000円上げた。今年度このように補助率もアップして、上限もアップしたので、町会に説明会を行い、改めて計画を出してもらった。今年度は、現在で60%台までLEDを促進している。通常であればLEDはそこまでいかないが、今回アップしたということもあって、各町会のほうで今現在だと六十七、八%くらいまでLEDに取りかえたということである。

○吉田 崇仁委員

- ・ 昨年度は、23,139灯で7,600万円ぐらいかかっている。LEDに全部取り替えた場合、相当電気料金も節約できるし、道・国の節電の対策にも大変よいということで大いに進めていただきたい、LEDに早目に全部切りかえていただきたいと要望を申し上げて終わる。

○佐古 一夫委員

- ・ この条例は、まさに民生常任委員会が函館市議会で初めて委員会提案でつくった条例である。当時、非常に悲惨な事件があって、親御さんの目の前で娘さんがストーカーによって刺殺されるというような事件を受けて、これはやらなければならないと。私はたまたまその時、委員長だったので非常に思い出深い気持ちで見ている。今回、私どもの委員会でもこれに対する他都市の調査もどうかと思っているが、市で行っている条例を受けての施策を見ると、一生懸命やっている。要するに行政機関も入るが、市民の総合力で犯罪を防止していこうという施策である。最近の状況を見ていると、今朝も報道されていたが、娘さんと母親が襲われて、母親は死んで、もう一人の方は何とか一命をとどめたようだが、そういった怨恨というか、ストーカーというか、そういう個別の事例で、条例をつくった時のような事件が、そういう状況が変わってきたとか、そういう事件が非常に多い。今後、この条例をもとに施策を進めていく中で、特にこれから予算要求の時期になるが、警察のほうでもこういう問題については非常に最近神経をとがらせて対応しているようだが、市に対する相談の窓口だとか、何か考えていることがあれば聞きたい。

○市民部長（高橋 良弘）

- ・ この条例は、平成19年に委員会の提案で制定され、施策をいろいろやっているが、施策自体は条例制定前からやっている部分もあるし、そうじゃない部分もある。ストーカーなどいろいろな部分が出てきているし、犯罪が多様多様になっている部分もあるので、その時期、時期に応じていろいろな問題があれば、それに応じた施策を組むとか、そういった部分で予算を考えるということで今後考えていきたい。

○佐古 一夫委員

- ・ ぜひ、その辺りも研究して、この条例が真に条例として価値のあるものになるように頑張ってやっ

ていっていただきたい。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 理事者は退室願う。

（市民部 退室）

○委員長（小山 直子）

- ・ ただいま、当市の現状について調査を進めてきたが、前回の委員会において他都市の取り組みについても調査することが確認されていた。正副委員長としては先進的、特徴的な取り組みを行っている都市への行政調査を行ってはどうかと考えている。具体的には、安全・安心基本計画を策定し、各種施策の展開により、犯罪等を減少させるための取り組みを積極的に行っている奈良市、防犯モデル地区を指定し、自主防犯活動の推進支援などを行っている伊勢市を対象とし、調査を実施してはどうかと考えているが、いかがか。（異議なし）
- ・ 調査日程についてだが、10月15日から11月9日の間で調整したいと考えているが、いかがか。（異議なし）
- ・ その他各委員から発言あるか。（なし）
- ・ 本件については、他都市の取り組みなどの調査、研究を行うことを確認したので、閉会中継続調査事件として引き続き調査をするということによろしいか。（異議なし）
- ・ 閉会中継続調査事件について、さきほどの理由をもって議長に申し出たいが、異議あるか。（異議なし）
- ・ 議題終結宣告

（環境部 入室）

(3) 産業廃棄物処理施設設置計画について

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件にかかわっては、前回の委員会において要求していた産業廃棄物処理施設に関する排出規制基準等についての資料が8月21日付けで提出されているので確認いただいたと思う。資料の内容も踏まえて各委員から何か発言あるか。

○福島 恭二委員

- ・ この間、産廃の申請が出たということで、事前審査をするということになった。その施設に関わるダイオキシンを含めてさまざまな物質の排出される基準がクリアされるかどうかということだが、その基準について数字的にはっきりしていなかったため、資料として提出していただいた。当然今後、稼働に伴ってこの基準に合致しているかどうか調査していくのであろうが、事前に市民の立場でも基準がどうなっているのか知りたいと思い提出していただいた。
- ・ 焼却施設なのでダイオキシンは出るのだろうが、現在の環境の中でもダイオキシンは含まれており、当然食品などにも含まれているということだと思う。我々の日常生活の中でどれくらいのダイオキシ

ンが取り込まれているのか。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 平成21年度に厚生労働省が行ったダイオキシン類の1日摂取量調査の中で食生活で取り込む量は、人の平均体重を50キログラムと仮定して、体重1キログラム当たり約0.84ピコグラム、呼吸等で0.01ピコグラムとなっており、計約0.85ピコグラムと推定されている。この0.85ピコグラムは、ダイオキシン対策措置法に定められている耐容1日摂取量が体重1キログラム当たり4ピコグラムとなっており、この数字を大幅に下回っているというのが今の日本の現状となっている。耐容1日摂取量については、生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指標とした値である。一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではないという研究結果もある。また、耐容1日摂取量については、最も感受性が高いと考えられる胎児期における暴露による影響も踏まえて国のほうで設定している。

○福島 恭二委員

- ・ 当然、空気中にもあるという中で、私どもは数字だけ見てもなかなかどれくらいで、どの濃度なのかということがわからないが、法律で定められた摂取量、1日体重1キログラム当たり4ピコグラムに比べて0.85ピコグラムということだから、低い状況にあるということである。ともあれ、こういったことが調査をされて示されている状況だということをもっと受けとめながら、今後、これに合致するかどうかということは調査されるわけである。市内のダイオキシン類の大気や水質の測定状況はどうなっているのか。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 大気については、平成11年度から市で測定を開始しており、平成23年度末まで延べ75回測定している。この期間の最高値は、大気環境基準が0.6ピコグラムとなっているが、これに対して最高値が0.11ピコグラムとなっている。また、水質に関しては、平成12年度から測定を開始しており、平成23年度末まで延べ24回測定している。この期間の最高値は、環境基準値1ピコグラムに対し、0.3ピコグラムとなっている。

○福島 恭二委員

- ・ ここではその程度であって大した問題ではないという認識だと思う。北海道の水資源に関する条例が施行されて、指定された場合は云々とある。当然この地区は指定されていないと思うが、この条例に照らして、この場所はというふうな位置づけられていると理解したらよいか。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 函館市としては、指定されていないと認識している。

○福島 恭二委員

- ・ 当然、指定されていないとすれば問題はないが、場所が場所なので。現地点では安全な基準にあると。今後調査をしたときにこの資料に示された基準を超えた場合、市としてどういう措置をとるのか。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 仮にこの基準値を超えた場合については、廃棄物処理施設の設置者に対し、廃棄物処理法の規定に基づき、必要な施設の改善の命令をするとともに、当然、超えたまま操業とはならないので、施設の使用の停止を命じるという形になる。仮に、施設が再開するという場合についても、市が検査し、こ

の基準を超えないということを確認できなければ、当然施設は再開できないという形になる。事業者が市の改善命令、使用停止命令に違反した場合には、許可の取消しが法に規定されている。

○福島 恭二委員

- ・ そうすると今説明にあったように、施設のある部分から排出されたものが基準を超えた場合には改善命令を出すと言うが、あくまでも施設全体をとめるということではないのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 焼却炉で言うと、仮にダイオキシンの基準を超えたとなると、一体として焼却炉自体が機能しているので、焼却炉自体をとめるという形になる。

○福島 恭二委員

- ・ 測定の結果はどのような形で示されるのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 事業者が行った測定結果の公表は、廃棄物処理法に規定がある。事業者は自社のホームページ等に測定結果を積極的に公表していくということが法律で決まっている。測定した結果を翌日の末日までに掲載して、3年間公表しなければならないとなっているし、民間事業者の事務所にも帳簿を備え付け、利害関係者からの求めに応じてそれを閲覧させなければならないと規定されている。

○福島 恭二委員

- ・ この間、説明会を開催したようだが、この説明会は開催義務がないということである。実際、7月3日に開催されたと報告されている。これについて聞くところによると、この施設の特徴として、水を外に漏らさない、全部そこで循環させて処理してしまうということと、あわせてシートが何かの拍子に穴があいてももとに戻るといったことが施されるという話だが、これらのことについてはどうなっているのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今の管理型処理施設に敷かれるシートは、自己修復型のシートと呼ばれるものである。例えば、このシートに釘がささった場合についても、中に入っている物質、素材が周りを閉じてしまって、そこから汚水が漏れることを防止するようなタイプのシートが敷かれるという形になる。

○福島 恭二委員

- ・ 説明会でもそういうことなども聞かれたそうだが、我々が従来想定していたシートというのは単なる普通のシートで、それを二重三重にやっただけでは果たしてどうかという疑問があった。最近開発されたものが使われるということなので、より安全性が高まったと思う。今後、こういったことを最低基準として、稼働された場合にはこの基準に合致するかが問題になるということである。そういうことが今後の課題となるわけだが、そういうことがないような事前調査をこれから進めるということである。その場所を現地調査してはどうかと思ったが、現時点では単なる森林の状態であると、これから伐採して平らにするということらしいが、そういうことか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今の計画地は、市街化調整区域にあるので、都市計画法だとかいろんな法律をクリアしなければ、自分の土地であっても変更できないし、そこに生えている木についても森林法の林地開発の許可がな

ければたとえ自分の土地であっても木を切ることさえもできないという状況である。今はあくまでも事業者と市との事前協議の段階なので、現地は山林の状態である。

○福島 恭二委員

- ・ そうすると行っても余り意味がないかなと思う。

○本間 勝美委員

- ・ 現在の道南の産廃の発生量について、私は函館市が圧倒的に発生量が多いという認識でいたが、実は函館市はそんなに多くなくて道南の他の地域が多いということがわかったので、その辺を教えてください。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 当然、人口、事業所の多い函館が一定量排出されるが、特に渡島の部分については、新幹線の工事に伴い建設系の汚泥などが発生しているという状態と、知内に火力発電所があるので、燃料タンクから出る燃えがら、煤塵、そういうものが発生する。それから檜山地区等も含めてだが、酪農があるので家畜の糞尿なども多く出ており、実は渡島檜山含めて相当産廃が排出されているという状況である。

○本間 勝美委員

- ・ 一般廃棄物であれば、函館市がすべて処理、管理をしなければならないが、産業廃棄物に関してはあくまでも事業者の責任ということである。地産地消、そのまちで出たごみはそのまちで責任をもって処理しなければならないのではないかとよく言われるが、産業廃棄物に関してはそういう考え方はなくて、あくまでも広域処理ということである。ここにもし産廃の処分場ができた場合は、函館市から発生したもの以外、道南からは大量に発生しているわけなので、道南各地あるいは道内各地から入ってくるということは考えられるのか。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 産業廃棄物の処理責任については、広域処理が基本的な原則になっている。法律の考え方から言えば、道外の産廃については、北海道の条例で基本的に単なる焼却・埋め立ては、道外からの持ち込みを認めないということとなっている。仮に相談があったとしても道と協議の中で、道条例の中で認めていかないということになると思う。道内については、道南に今回計画があるような管理型焼却の施設がない。胆振や道央方面に行くと施設があるので、例えば札幌から出るごみは近郊の空知などに行くという形が通常の形だと考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 医療系の廃棄物に限っては、胆振なども通り越して空知管内に行っているというケースもあるので、もしかすると、道北、道東から一定のものが函館まで来るということも考えられなくはないかなと思う。今、江差町で管理型の産業廃棄物処分場の計画が進んでいる。そちらのほうの書面を見てもう具体的に運用時間、亀田中野で今考えられているのは24時間運用するが、ダンプやトラックの搬出の時間が江差の計画ではもう既に何時から何時までという感じで示されている。亀田中野町の今回の計画については、そういうことは既に示されているのか。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 搬入時間については、今、事前審査の中で、そこも含めて審査をしているが、基本的には通常の営

業時間、9時から17時というような時間帯というふうに今のところ認識している。ただし、昼休み等も設けたいというような話もしているので、一応そういうような話できている。

○本間 勝美委員

- ・ 今回計画されている処分場、焼却施設と同じようなタイプのもので道内あるいは全国にあるのかどうかと前回の委員会で質問したら、わからないという答弁であった。同時にあるのはわからないということだったと思うが、その後何かわかったら教えていただきたい。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 今、資料の持ち合わせがないので、改めて回答させていただきたい。

○本間 勝美委員

- ・ 後日でいいのでよろしく願います。
- ・ 9月5日付けの愛媛新聞のインターネット記事を見たが、松山市の産廃処理会社、レッグという会社の最終処分場が施設の不備で、松山市から1億円を越える支出が出る見通しとなったということが報道されている。さらに総額が膨らむことが予想されるということで、松山市議会の環境下水委員会で報告されたという記事が載っている。これは安定型か管理型なのか、どういうタイプのものなのかわからないが、本当にこういう大きな事故が起きたら、函館市の支出もこういうふうになり得るので、慎重に事業計画を見て、わかり次第市民に公表をしていただきたい。

○佐古 一夫委員

- ・ 函館市内にこういうものができると、確かに地域で出たものを地域で処理する、これはいいが、他からも当然来るのではないか。現在、申請内容から他から来る廃棄物がどの程度あるか推測可能なのか。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 民間事業者の処理計画、処理能力、例えば焼却炉の1日51トンだとか、そういう部分の基礎になる数字は函館市内、渡島檜山から発生する数字をもとにして事業者が取り組むことができる範囲内での処理能力ということで算定しているの、広く道内の他の地域からということをもとに算定している数字ではないというふうに思っている。

○佐古 一夫委員

- ・ 道南のそういうものを函館に集めるということになる、それはそれで法律的にだめだということにならないわけだから、淡々と審査してくれればよいが、仮にダイオキシンを例にとりて言えば、基準を超えて出たのを検知した業者が行政に言って事実がわかるわけである。それはちゃんと言ってくれればよいが、客観的にモニタリングはできないのか。例えば、ダイオキシンを検知する機械に後からだれがそのデータを見ても客観的に検証できるものなのか。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 専門の業者が来てガスを採集し、そのガスを機関に持ち帰って分析をして、その会社は計量事業証明だとかそういう資格を有している者がきちんと証明をするという形になる。市の確認については、事業者がいつそういう検査をするのか立ち入り等により把握をするので、市も立ち入りをして検査の確認をしていくという体制をとりたいと思っている。

○佐古 一夫委員

- ・ ガスを採集する業者は、行政のように立ち入り権限がないので、事業所との打合せによって来て採集していく。これはずっと稼働しているのだから、例えばこの町のダイオキシン濃度が高まったといっても、因果関係がそこだと言うのは絶対に不可能である。唯一言えるとすれば、そういう排煙について常時監視していて、そのモニタリングの結果が第三者が手を加えられないという状況でなければ、これは間違いはないって言えないが、そうではないということか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 排ガスについては、測定頻度が法律で決まっている。例えば、ダイオキシン類であれば1年に1回以上だとか、硫黄酸化物であれば6ヶ月に1回以上という形になる。常時監視の部分については、最終の煙突のところに設置される一酸化炭素濃度を測る測定器は常時監視になる。一酸化炭素測定器というのは不完全燃焼を起こしているかどうかを測定するものである。不完全燃焼を起こすと結果的にダイオキシンが多く出るということで、そこも100ppmという基準があるが、その範囲内で燃やしている部分については基本的に法律の考えでは基準値にダイオキシンが収まっているだろうと。逆に100ppmを大きく越えるようなものがあれば、事業者は即座にダイオキシン濃度を測っていくということになると思う。

○佐古 一夫委員

- ・ 法的に認められているものはそれはそれで結構だが、結果として水源の近いところにああいうものができるということは道南のそういうものが函館に集まってくる。札幌以北のものは来ないだろうと言っても、それは来ないだろうと思っているだけであって、今でさえここにはないものが向こうに行って処理されているわけだから、それが悪いとは言い切れないけれども。認可した後も含めてきちんとした対応をして市民の不安がないようにしていただきたい。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ ダイオキシンは常時監視できない形だが、他のガスについては常時監視できるシステムになっているので、推しはかって100ppmを越えれば、そここのところの報告をよこせという形になる。住民の安全・安心が一番大事なことなので、我々は稼働しても監視は進めていきたいと考えている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。(なし)
- ・ 委員の皆さんに相談だが、この調査について今後継続して調査をするのか、あるいは本日で調査を終了していいのかどうかお諮りしたいと思うが、いかがか。（「審査中か」との声あり）
- ・ 事前審査中ということである。委員会としてこれ以上調査をする内容があるかどうかということになる。

○福島 恭二委員

- ・ さっき現地調査を試みたらいいかなと私自身思ったが、確認したように今は原野になっている。だから、どういう形になるか全体像がつかめない中で行っても、ただそれぞれこっそり見てるだけだから、今行っても余り意味がないかなと思ったので、一応やめるしかないかなと、しょうがないかなと思う。

○能登谷 公委員

- ・ 現地調査に今行っても雑木林、山林だから。以前、七五郎沢の白樺の問題とかあったときに、航空写真があった。今は原野になっているが、ここをこういうふうな形で開発するという航空写真をもらった経緯がある。だから業者は恐らく持っていると思うが、どうなんだろう。前は処分場のイメージみたいなものを枠をつくってやっていた。ここに川が流れているだとか、こういうあれだとかってあったが。図面ではなくて航空写真の上にやったような形があったんだけど。

○池亀 睦子委員

- ・ 専門家の検証とか環境部で今後やるとかいろいろある。

○委員長（小山 直子）

- ・ グーグルで調べたものだけでもお渡しするか。

○浜野 幸子委員

- ・ まだ続けたほうがよい。

○佐古 一夫委員

- ・ 閉じる意味がない。

○池亀 睦子委員

- ・ 閉じないほうがよいと思う。

○佐々木 信夫委員

- ・ もう少しやったほうがよい。

○能登谷 公委員

- ・ やったらいい。

○委員長（小山 直子）

- ・ そうすると、何について調査するということをはっきりさせる必要があるが、先ほど本間委員が発言していた同タイプの施設について、あるいは自然環境の問題などについても少し調査をするということに継続とするか。

○福島 恭二委員

- ・ 理事者のほうで議会が調査しているうちは審査に入れないのか、関係ないのか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 大変申しわけないが、我々は法に基づいて淡々と審査を進めていく形になるので、議会とは別の形で進めさせていただく形にはなろうかと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは、他の施設との関係や、自然環境についてももう少し調査をするということに継続調査ということによろしいか。（異議なし）
- ・ 理事者は退室願う。

（環境部 退室）

○委員長（小山 直子）

- ・ 閉会中継続調査事件について、さきほどの理由をもって議長に申し出たいが、異議あるか。（異議

なし)

- ・ 議題終結宣告
-

3 その他

○委員長（小山 直子）

- ・ 各委員からその他何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午後 0 時46分散会